

第5回 河南町協働のまちづくりを考える懇話会 議事録（要旨）

日時：平成25年1月25日（金）

14:00～15:50

場所：役場4階大会議室北

◆参加者

懇話会）浅岡保裕委員、尾野伸一委員、寛俊彦委員、近藤雅美委員、佐々木希絵委員、
大門晶子委員、若生謙二座長

（50音順）

町） 新田総合政策部長、上野秘書企画課長、和田係長、大喜多主事

◆内容（抜粋）

若生座長）前回の懇話会で、杉本委員から「自治基本条例」の制定に関する疑問点についてお話があった。「自治基本条例」の安易な制定に警鐘を鳴らす冊子も存在する。本懇和会は条例を策定する場ではなく、協働のまちづくりの意見を出し合う集まりであるが、そもそも「自治基本条例」を策定すること自体に異議があるのであれば、ご意見をいただきたい。

寛委員）住民参画における住民の定義をはっきりさせないと、間接民主主義を守れなくなる恐れがあり、大和市のように混乱するのではないかと。

住民参画は良いが、例えば、対象を河南町に籍があり、税金を納めている方に限定するといったことが必要。

若生座長）先述の冊子を確認すると、なるほどと感じる指摘もあれば、飛躍的な指摘もあった。この懇話会は具体的な論点を出していただき、1つ1つ検討していく場であると思う。特定の団体が作る例を問題だとするのではなく、本町ではよりよい地域社会を築いていくという視点から意見交換をしていけばよいのではないかと。

大門委員）条例を策定するときに方向性をしっかりと持っていれば、それに沿って、河南町にふさわしい住民の定義ができる。

懇話会では条例を策定するという意思統一はできているので、協働のまちづくりを進めるという目的をもって意見を出し合っていけばよい

若生座長）私も座長の立場で、懇話会から意見を引き出していきたい。

～今回のテーマ『河南町の必要な住民参画について』～

○住民参画の個別手段について意見交換に入る前に、各委員から具体的な意見を引き出せるよう、事務局から住民参画の個別手段の説明を行ってから意見交換を行った。

論点：①「総合計画の必要性について」

○事務局から、平成23年8月の自治法改正により、総合計画の策定義務がなくなった現状を説明。

寛委員) 策定義務がなくなったということだが、あらゆる人が集まって策定した現計画も否定されるのか。

事務局) 現計画は目標年次まで有効だが、次期計画についての策定義務がなくなる。

寛委員) 策定義務がなくなっても、総合的な計画は将来の目標になるので、あらゆる人が集まって策定する必要がある。そうしないと、仮に首長ワンマンで突飛な方針が決められた場合、行政組織も振り回されかねないし、まちづくりの「芯」となるものが要だ。

若生座長) 近年、マニフェストが作られるケースがあるが、やはり総合的な計画が基本にあるべきという関係なのか。

尾野委員) 首長の裁量でマニフェストの内容は変わる。選択肢や判断材料として、総合的な計画とマニフェストは併存させてもよい。

佐々木委員) 基本的な方向性を示す計画は策定する方がよい。計画に時代にそぐわない部分が出てきたときは、その部分についてよく検討すればよい。

大門委員) 計画の策定は個々の自治体の判断に任せるということとなったが、マニフェストが十分に練られたものかどうかは分からない。総合的な計画は中・長期的な行政の指針となるので、策定すべき。

論点：②「住民投票について」

○事務局から、地方自治法では住民投票制度が規定されている旨、ならびに独自の住民投票制度を規定することにより、間接民主制ならびに議会議決権の侵害、投票権の拡大による違法性が生じる恐れがある旨、現行の住民投票制度については、投票結果は遵守するものではなく、尊重に努めるものである旨を説明。

寛委員) 住民投票を行うならば、現行制度がよい。新潟県刈羽原発再稼働に係る住民投票案が否決されたように、実施の際に議会や首長の判断が問われる現行制度が良いのでは。

大門委員) 住民投票の実施には住民にかなりの負担もあるし、議会が健全に機能している中で、住民投票が必要なのか。実際に他の自治体で住民投票が求められた内容を見ると、リコールや原発、処分場などの是非についてであり、今、協働のまちづくりを考える中で、条例に盛り込む必要はないのではないか。

現状では、制度を適切に使いこなせる住民が育ってくるまで、住民投票条例は必要ないのでは。

佐々木委員) 今、住民投票を条文に規定しなくても、必要になった時に条文に規定すれば大丈夫かと。

若生座長) 住民の意思と議会等の意思に相当の隔たりがある場合などに、住民投票は意味を持つ。

大門委員) 住民投票をすることとした意思決定の責任や実施した結果をわれわれ住民が受け入れ、住民投票の長所・短所を理解するまでは、住民投票が必要かどうか判断するのを待つべき。

若生座長) この論点については現時点では、特に条文に規定する段階まで踏み込む必要はない。

論点：③「意見交換について」

○事務局から、意見交換の概要、町独自の意見交換の取り組みであるタウンミーティングの実績について説明。とりわけ、タウンミーティングを町独自の意見交換の取り組みとして、条文に規定するかについて意見が出された。

寛委員) 地区で感想を聞いたところ、非常に参考になるとの声があった。せめて2年に1回程度開催してもらいたい。

若生座長) 毎年の実施は、さすがに大変という意見もあった。

事務局) 4年に1回という理由は、町長の任期である4年の中間年に実施することで、過去2年間の実績を説明したうえで、今後2年間の方向性を示そうと考えているところによる。仮に2年に1回というサイクルにすると、就任直後や、任期末に開催することになってしまうので、どうかと思う。別の手段により、意見交換を細やかにしていく必要があるのか考えたい。

大門委員) あまり頻繁化すると、行政に負担がかかるので慎重に考えたい。

若生座長) どれくらいの頻度で開催するかは今後の検討課題とし、実施することについては条例に盛り込むべきという意見であるかと思う。

尾野委員) タウンミーティングでは、行政側は誰が説明するのか。

事務局) 今回のタウンミーティングでは、「町長と語ろう」と銘打っている。これは、日中多忙なため、住民の皆さんと接する機会の限られている首長が説明に臨むということを意味する。

寛委員) もちろん、我々も首長と直接話をしたい。

論点：④「審議会等について」

○事務局から、審議会等の概要、これまでの懇話会の中で、委員を公募形式で選定することについて、肯定的な意見が寄せられていた旨を説明。

寛委員) 募集人数を上回る募集があった場合は抽選にするなどして、恣意的な人選とならないよう、あくまでも公平に参加の機会が得られるように配慮する

必要がある。

尾野委員) 公募が妥当な場合もあれば、そうでない場合もあるのではないか。

若生座長) 専門的な見識が必要な部分は専門家と関係団体の代表という形になるのではないか。

佐々木委員) 公募により集まってくる人たちに偏りが出ないように配慮されているのか。事案によっては賛成の人間ばかりを選ぶなど恣意的な人選となりかねないのでは。

寛委員) 公開で抽選するのが公平ではないか。

大門委員) 住民が意思決定に参画できるようにするという観点から、公募には賛成だ。公募制度の選定基準や選定手続きについては、行政できちんと決めてほしい。委員の構成をどうするのか条文に規定されている団体もあるので、どこまで盛り込むのかも考える必要がある。

近藤委員) 行政にどれだけの審議会が存在するのか、どんな委員構成で、どれだけの公募をしているのかは、一般の住民にはよく分からない。審議会等の参加を通じて住民がまちのことを知ることは喜ばしいことなので、住民みんなが参加でき、皆によく分かるような条例を目指してもらいたい。

寛委員) 審議会についてもホームページだけでなく、広報紙での積極的な情報発信をお願いしたい。

若生座長) 住民の目線で、情報を発信することが必要。

大門委員) 住民に審議会等への参画の機会をなるべく設けるには、公募制度の活用にも努める必要がある。また、透明性確保のために会議録を原則公開し、情報発信することも必要。

論点：⑤「意見公募（パブリック・コメント）について」

○事務局から、意見公募（パブリック・コメント）の概要、過去2年の開催実績を説明したうえで、近年は提出された回答件数が少なく、回答方法等の改善の必要性がある旨を説明。

若生座長) 私の経験では、都市計画に関するパブリック・コメントの場合、閲覧者が少なかった。それに対し、住民が興味のある動物園に関するパブリック・コメントの場合、閲覧者が多かった。

大門委員) 意見公募（パブリック・コメント）について、条例に盛り込むのは良いが、よりよいやり方を考えてほしい。また公募の際は、会議の経過資料などを公開しないと、回答は少ないだろう。

論点：⑥「その他の住民参画について」

○事務局から論点：①～論点：⑤以外の住民参画の手法が必要となった場合に、積極的に取り組むことに努める根拠となる条文が一部の自治体で規定されている旨を説明。

また、その他の住民参画の一例として、ワークショップやモニター制度を紹介。

若生座長）その他の住民参画の一例として、8,000人が集まったかなんフェスのように、楽しんで住民参画できるのは良い。他市町村で実施している取り組みだけでなく、創意工夫をもって取り組み、河南町独自の参画方法を目指せば良い。

大門委員）例えば、モニター制度は大阪府でも行っている。回答方法が簡単なので、若者でも参画しやすくなる。

笥委員）パブリック・コメントは、文書で回答するというのが、困難なので、大門委員の言うように、若者も参画しやすいように〇×式の回答方法による参画方法をいれてみるのも良い。

浅岡委員）住民全ての意見を集めようとする、パブリック・コメントなど多くの方法が必要となる。そこで審議会の公募などを周知する放送やフェイスブック、タブレット端末などの情報インフラの活用なども考えてみてはどうか。また、我々が三十路式というイベントを企画したところ、河南町だけでなく近隣の自治体から、約240名の参加者が集まった。そういった人と人とのつながりを住民参画の周知に生かしてみるのも良い。

～次回日程～

○若生座長と事務局が調整のうえ、各委員に案内。